

第3 自殺対策の推進について

1 自殺対策の状況等について

(1) 自殺の概況

警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回った。平成28年は2万1,764人（速報値）と、5年連続で3万人を下回り、平成6年以来の水準となった。

(2) 自殺対策の状況

ア 自殺対策業務の移管

平成27年1月に閣議決定された「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」において、自殺対策の推進業務は厚生労働省へ移管することとされた。同年9月には、業務移管に必要な法整備を行う「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が成立し、同法に基づき、平成28年4月1日をもって業務が移管された。

自殺対策基本法が平成18年に施行されて以来、内閣府において自殺総合対策大綱を2度策定し、これに沿った様々な取組が進められてきた結果、自殺者数が2万1,764人（速報値）まで減少するなど、着実に成果を出してきた。一方、今後、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を一層進め、健康問題や経済的困窮を始めとする自殺の背景にある様々な要因に対して、地域において自殺対策の中核を担っている自治体の保健・福祉部局等や、経済的な自立を支えるハローワークなどの現場と緊密に連携することがますます重要となると考えられた。このため、前述の業務見直しにおいては、こうした現場と関連が深い厚生労働省に移管することで、取組体制の更なる強化を図ることになったものである。

イ 自殺対策基本法の改正

地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進めるため、平成28年3月18日、議員立法により自殺対策基本法が改正され、4月1日から施行さ

れた。主な改正点は、以下のとおり。

- ・ 都道府県自殺対策計画等（同法第 13 条）

都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定める。

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定める。

- ・ 都道府県・市町村に対する交付金の交付（同法第 14 条）

自殺対策計画を策定して自殺対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、国は、これらの計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に当たるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

ウ 自殺総合対策推進センターの発足

平成 28 年 4 月 1 日付けで自殺予防総合対策センターを自殺総合対策推進センター（※）に改組し、組織体制について地域連携推進室を新設するなどの強化を図っている。

※ 自殺総合対策推進センターは、「国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター」における組織。

自殺総合対策推進センターにおいては、国における自殺対策を総合的に支援するため、

- ・ 精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点を踏まえて研究を行うとともに
- ・ 民学官で P D C A サイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援に取り組んでいくこととしている。

また、地域レベルの取組を支援するため、

- ・ 民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化
 - ・ 地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）
- に取り組んでいくこととしている。

(3) 自殺対策の推進に関する業務の所掌について

自殺対策については、業務移管に伴い、より総合的な自殺対策を推進していくため、省内に厚生労働大臣を本部長とする省内横断的な組織である自殺対策推進本部を設置して推進しているところである。

なお、「自殺対策業務の移管について（通知）」（平成 28 年 4 月 20 日付け社援発 0420 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）において、自殺対策業務については、大臣官房参事官（自殺対策担当）が自殺対策推進室の室長を兼務の上、社会・援護局長のもと、自殺対策業務を担当することとなった旨通知したところであるが、平成 29 年 4 月 1 日より組織令の改正によって、自殺対策基本法改正の趣旨を明確化する予定であるので御了知願いたい。

2 今後の自殺対策について

(1) 自殺総合対策大綱の見直し

現在の自殺総合対策大綱は、平成 24 年 8 月 28 日に閣議決定され、おおむね 5 年を目途に見直すこととされていることから、平成 28 年秋から見直しに向けた検討に着手している。

自殺対策基本法の改正も踏まえ、平成 29 年夏頃を目途に新たな自殺総合対策大綱を策定することができるよう、新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会を開催している。

おおむね 6 回程度検討会を開催し、取りまとめた上で、パブリックコメントを平成 29 年 5 月頃に行い、夏頃を目途に自殺総合対策会議（厚生労働大臣を会長とする関係閣僚会議）に案を諮り、新しい大綱の閣議決定ができるよう検討を進めているところである。

(2) 都道府県自殺対策計画等の早期策定に向けた支援策の検討

厚生労働省において自殺総合対策大綱の見直しを進める一方で、自殺総合対策推進センターは、全自治体の自殺実態の分析・把握や地域特性に応じた自治体の類型化と政策パッケージの立案を進めている。

自治体において、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定ができるよう、自殺総合対策推進センターから各自治体の自殺実態の分析・把握結果を提供するなどにより、自殺対策計画の策定を支援したい。

また、都道府県や政令指定都市では、市町村の計画づくりを支援する地域自殺対策推進センターを平成 29 年度中に設置していただきたい。

平成 30 年度以降、以下のとおり自治体、自殺総合対策推進センターによる P D C A サイクルを展開することを考えているので、御理解、御協力をお願いしたい。

- ① 全国の都道府県や市町村が計画づくりを行うに当たっては、自殺総合対策推進センターが全自治体の自殺実態の分析や地域の特性に応じた自治体の類型化や政策パッケージを立案し、自治体においてそれをもとに計画づくりを行う。
- ② 次に、計画に基づく施策が展開されていく中で、自殺総合対策推進センターが行っている研究などで地域における実践の支援などを展開していく。
- ③ さらに、計画の数値目標や施策の効果、課題を検証していく中で、国や自殺総合対策推進センターで計画の達成度の精査、政策パッケージの効果検証を行っていく。
- ④ その後、検証結果を踏まえた計画の見直しや施策の改善を行うとともに、今後、新たな政策提言や情報発信を行っていく。

自殺対策の推進にかかる当面の課題

現状

- 平成28年4月1日、自殺対策業務が内閣府から厚生労働省へ移管。
- 同日付で、議員立法による改正自殺対策基本法が施行。

※主な改正点

自殺対策は「生きることの包括的な支援として」「関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施
「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を進めるため、

- ・ 自治体（都道府県及び市町村）に対し、新たに自殺対策計画の策定を義務付け
- ・ 計画に基づき自治体を実施する事業に対し、国は交付金を交付（地域自殺対策強化交付金）

- 自殺者数は、依然として年間約2万2千人（平成28年）という深刻な状況。

課題

改正基本法を踏まえた「自殺総合対策大綱」（法定、閣議決定）の見直し

※現行大綱（平成24年8月閣議決定）は、5年を目途に見直すこととされている。

今後の方向性

（平成28年秋以降）

（全6回程度）

（平成29年5月頃）

（平成29年夏頃目途）

自殺総合対策会議
（法定・閣僚級）

※会長：厚生労働大臣
構成員：関係閣僚

「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」の開催

パブリックコメント

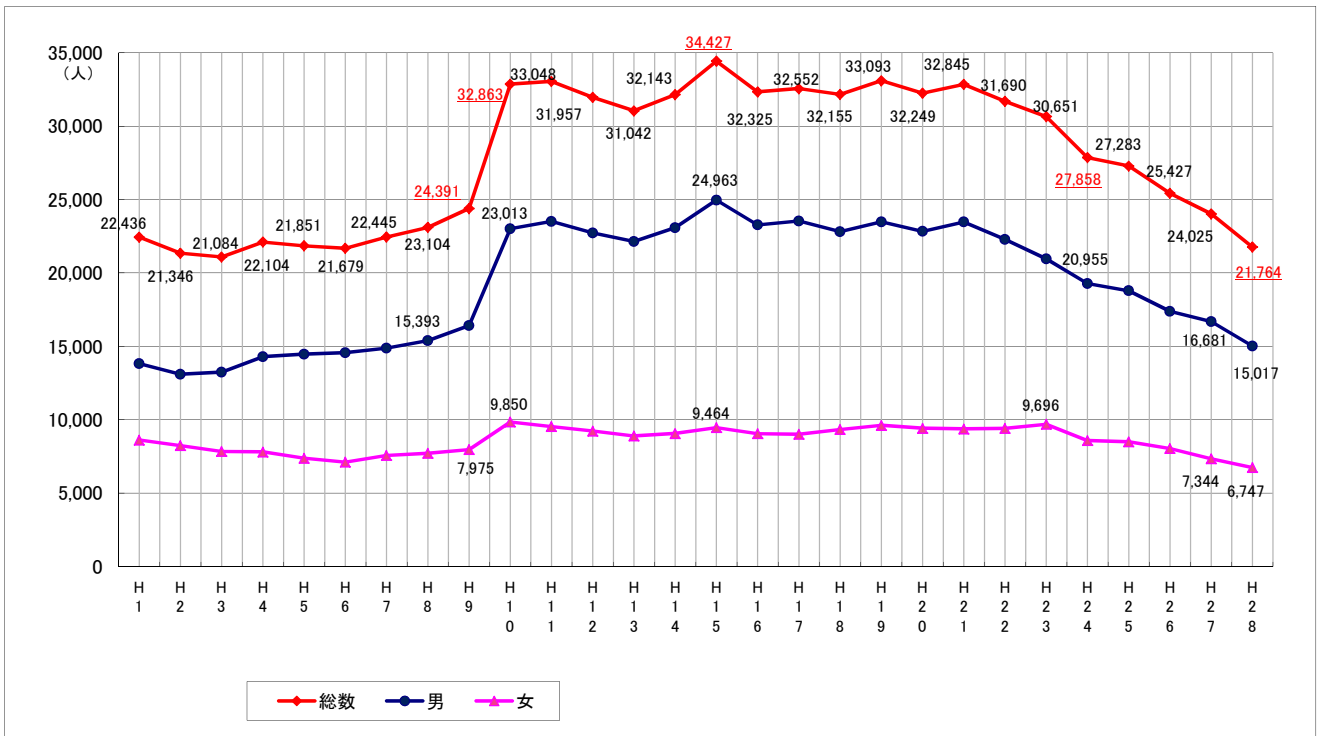
自殺総合対策会議
※大綱案の決定

大綱の閣議決定

地域レベルの実践的な対策の本格化

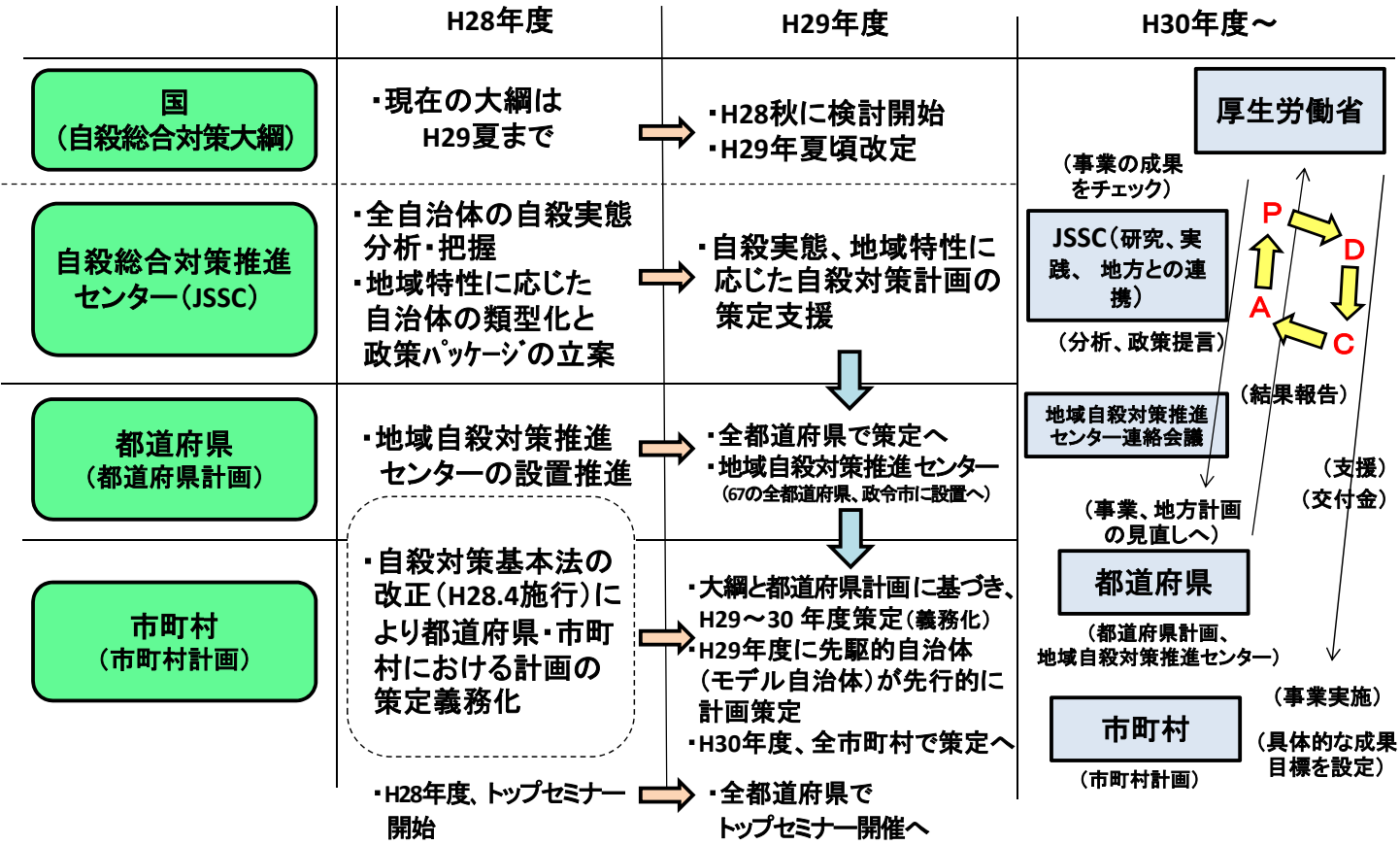
※自治体計画の早期策定に向けた支援策の検討（ガイドライン策定等）

自殺者数の推移（自殺統計）



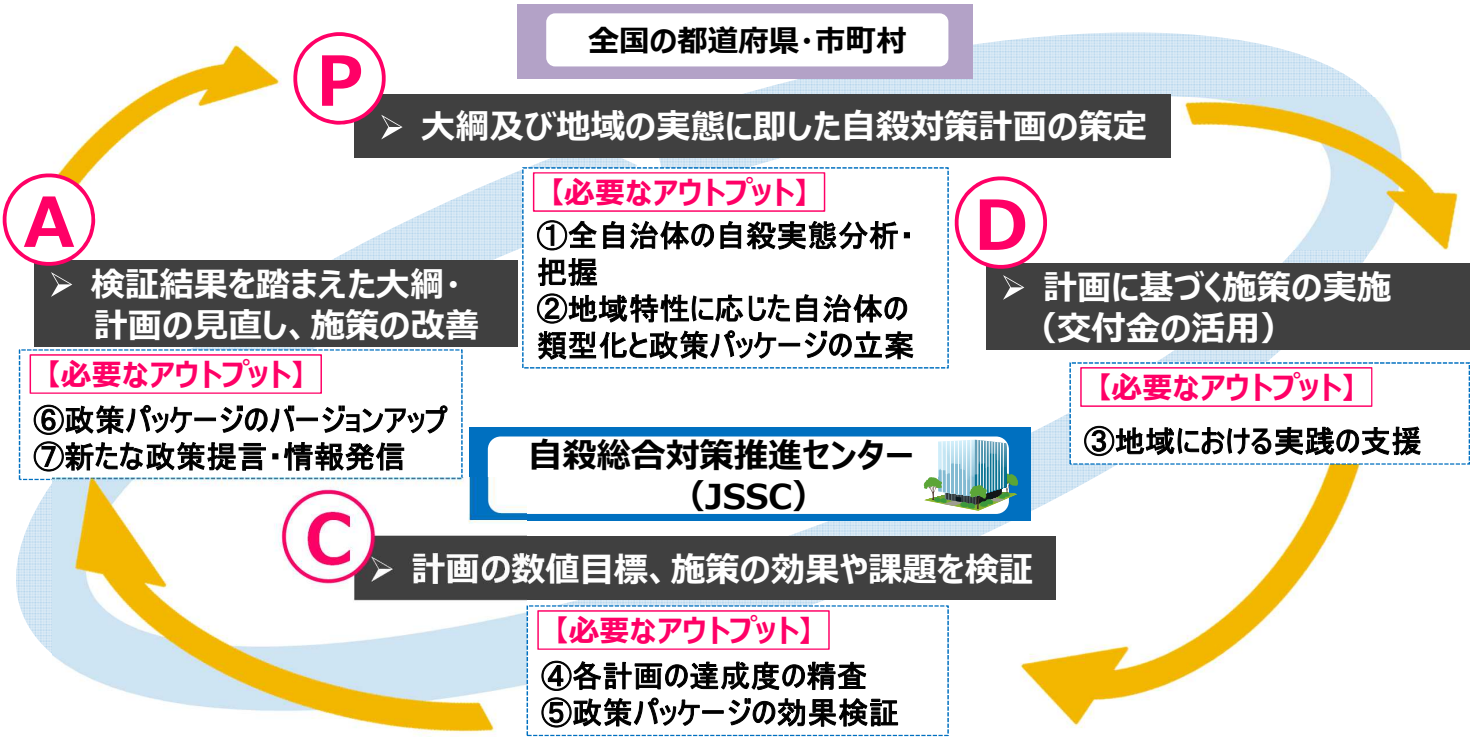
資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成
注）平成28年は速報値

今後の自殺対策の流れについて



自殺対策のPDCAサイクルについて

● **自殺総合対策推進センター(JSSC)** は、PDCAサイクルの各段階に必要な「**アウトプット(=働きかけ)**」を通じて、自殺対策を実践・貢献。



地域自殺対策推進センター整備状況（JSSC調査）

	設置済	未設置
➤ 都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県	山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、石川県、福井県、岐阜県、兵庫県、奈良県、京都府、広島県、香川県、熊本県、佐賀県、宮崎県、長崎県、大分県、沖縄県
➤ 指定都市	仙台市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市	札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、京都市、広島市、熊本市
	38	29

（出典）自殺総合対策推進センター「都道府県・政令指定都市および市区町村における自殺対策の取組状況に関する調査報告書（平成28年度）」
 ※調査時点：平成28年3月～6月。

地域自殺対策強化交付金

29年度予算案 25億円（28年度予算額 25億円）

事業概要・目的

【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、5年連続で3万人を下回ったものの、依然として高い水準で推移しており、深刻な状況。その中で、「地域自殺対策緊急強化基金」を活用した取組みが近年の自殺者数の減少傾向に一定の成果を挙げたところ。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、経済状況の変化等の様々なリスクに対応した自殺予防を図る。

（参考）自殺総合対策大綱（平成24年8月28日閣議決定）においては、平成28年までに自殺死亡率（人口10万人当たり自殺者数）を平成17年比で20%以上減少させることを目標としている。

【事業の概要】

- 地方団体の取組みとも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組みを行う地方団体や民間団体を支援する。

事業イメージ・具体例

- 地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施するとともに、若年層対応、自殺未遂者対応、ハイリスク対応等に重点的に取り組んでいく。

<事業例>

【利用しやすい相談窓口の整備】

- ・相談窓口の夜間・休日対応

【若年層に特化した自殺防止対策】

- ・学校への「生きる取組」出前講座、教師を対象としたゲートキーパー養成

【自殺未遂者の再企図防止等に関する支援】

- ・東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業

【ハイリスク地における自殺防止対策】

- ・青木ヶ原ふれあい声かけ事業

資金の流れ



期待される効果

- 自殺者及び自殺企図者、さらにうつ病患者に対し、その背景にある様々な要因に対応するため、地域において生きる支援を提供することにより、安心・安全な社会の実現に寄与するとともに、そうした方々が自殺に追い込まれることなく就労を始めとした社会活動・経済活動を継続することにより、経済成長の向上にも寄与することとなる。